

第 1 回

広島市・府中町合併協議会

会 議 録

(平成 16 年 2 月 9 日)

広島市・府中町合併協議会

第1回広島市・府中町合併協議会会議録

日時 平成16年(2004年)2月9日(月曜日) 午前11時00分～午後0時00分

場所 広島市議会議事堂4階 全員協議会室

出席委員等

・会長及び委員

【広島市】

秋葉 忠利
浅尾 宰正
月村 俊雄
金子 和彦
平木 典道
増井 克志
酒入 忠昭
山田 康
松浦 洋二
黒川 浩明
三宅 吉彦
南部 盛一

【府中町】

和多利 義之
大谷 智也子
林 淳
繁政 秀子
小菅 卷子
山崎 忠昌
久保 博
加島 久行
佐々木 基洋
難波 禎祥
土居 進一郎
松本 多恵子
山下 孝則

・監査委員

【広島市】

中岡 隆志

【府中町】

磯村 秀孝

議題

【報告事項】

- 報告1 広島市・府中町合併協議会設置協議書
報告2 広島市・府中町合併協議会規約に関する協議書
報告3 広島市・府中町合併協議会の事務局等に関する規程
報告4 広島市・府中町合併協議会財務規程
報告5 広島市・府中町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

【協議事項】

- 議題1 広島市・府中町合併協議会会議規程(案)
議題2 平成15年度広島市・府中町合併協議会予算(案)

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 12名

会議資料名 第1回広島市・府中町合併協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は広島市・府中町合併協議会の事務局長を務めます、広島市企画総務局広域行政推進担当部長の平城と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、まず配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。一番上に「第 1 回広島市・府中町合併協議会次第」、次に「会長・委員等名簿」と「配席図」、次に「第 1 回広島市・府中町合併協議会資料」をお配りしておりますので御確認ください。

続きまして、本日は初会合でございますので、御出席の皆様方を御紹介いたします。まず、会長、副会長及び委員の皆様を広島市、府中町の順で御紹介します。

会長である広島市の秋葉市長でございます。

広島市議会の浅尾議長でございます。

月村副議長でございます。

金子大都市制度等対策特別委員会委員長でございます。

平木大都市制度等対策特別委員会副委員長でございます。

増井総務委員長でございます。

酒入建設委員長でございます。

山田助役でございます。

松浦収入役でございます。

黒川教育長でございます。

三宅企画総務局長でございます。

南部財政局長でございます。

なお、永田大都市制度等対策特別委員会副委員長につきましては、本日、都合により欠席されております。

次に副会長である府中町の和多利町長でございます。

府中町議会の大谷議長でございます。

林副議長でございます。

繁政総務委員長でございます。

小菅文教委員長でございます。

山崎厚生委員長でございます。

久保建設委員長及び自治制度問題調査研究特別委員会委員長でございます。

加島都市問題調査研究特別委員会委員長でございます。

佐々木助役でございます。

難波収入役でございます。

土居教育長でございます。

松本総務部長でございます。

山下総務部参事でございます。

続きまして、本協議会の監査をお願いしております監査委員を御紹介いたします。

広島市の中岡代表監査委員でございます。

府中町の磯村代表監査委員でございます。

それでは続きまして、広島市長、府中町長、両議会の議長にごあいさつをいただきたいと思います。では、まず秋葉市長からお願いします。

(秋葉広島市長)

第1回広島市・府中町合併協議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本市は、「日常生活面で特につながりの強い地域は、一つの行政体として一元的な都市経営と行政サービスを提供することが地域の発展と住民福祉の向上に寄与する」との観点から、昭和45年、1970年になりますが、以来、広域合併を推進してまいりました。

中でも、日常生活や経済活動の面において本市とつながりが強く、また、地理的にも市街地が連続している府中町との合併は、特に重要な課題であると認識し、今日まで取組みを進めてまいりました。

また、現在、地方自治体を取り巻く情勢は、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じての厳しい財政状況などにより大きく変化しており、こうした変化に的確に対応し、地域の発展と住民福祉の向上を図っていくためにも、市町村合併を推進し、効率的な行財政体制の整備・確立を図ることが喫緊の課題であると考えております。

こうした中、昨年6月の本市及び府中町の定例議会において、法定合併協議会の設置議案が可決されました。これを受け、本市と府中町との間で協議を重ねた結果、同年12月1日に広島市・府中町合併協議会を設置し、本日、第1回目の協議会開催の運びとなりました。関係者の皆様の御尽力に厚くお礼を申し上げます。

この協議会において、本市と府中町との合併に関するあらゆる事項について真剣な協議が行われ、有意義で実りのある協議会となりますよう、皆様の格別の御協力をお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、第1回広島市・府中町合併協議会開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

(平城事務局長)

ありがとうございました。次に和多利町長、お願いいたします。

(和多利府中町長)

皆さん、おはようございます。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は第1回の法定協議会ということでございますけれども、開催にあたりまして、関係者の皆さん方の大変な御尽力をいただいたということで、深くお礼を申させていただきますと思います。

この間、未解決問題も含めて、いろんなことがあったということでございますが、皆さん方にも御承知のように、町内におきましては賛否両論が渦巻く中、大変難しい対応をさせていただいておるということでもございますし、過去の合併の歴史、広島市との関係も、昭和の初めから、特に昭和の合併もあったんですけども、これは中学校のない自治体はということだったんだそうですが、御承知のように、府中町、安芸町、中山町、そして戸坂町との組合立の学校ができ、そういうことで合併をしなかったということですが、私はその中学校を卒業させていただいたということでございます。

それから、広島市さんが政令市になる前、周辺19町村に呼びかけをされたということでございますが、そのときにもいろんなことがありまして、中身は申し上げませんが、町内を非常に混乱をさせたということでございますけれども、このときにも参加をさせていただけなかったということでございますが、今回は、時代の中で3回目の合併問題が大きく府中町の中で渦巻いとるということになっております。

より、私どもとしても、そうした中をどう整理をしていくか。とりあえずは上位機関の方も、一度こういう機会を持って検討してみたいということもいただきまして、御無理を申し上げた。これがまた、大変な対応をした府中町の中身ということでございますが、あくまでもこの合併というのは町民にとって最低数メリットがなけりゃいかんということであろうと。そこらを是非の大きな起点として、検討していきたいと、このように思っております。

いらんことを言うようですけれども、特に昨今、新聞報道等、報道機関から、広島市さんの大変な財政危機ということが伝えられております。特にこの法定協の中では、その点を特に調査してほしいという要請が、広島市さんの方にも出したという団体がございまして、是非ともそういう調査の中に、ひとつ御協力をいただきたいとお願いをしておきたいと、それと同時に、やはり一番大きなことは、合併をすることによって府中町がどのようになるのか。どのようによくなるのかということも大きな起点になろうというふうに思いますんで、その点についても十分この調査もさせていただきたいと思っております。広島市当局の御協力をいただきながら、本法定協を進めさせていただきたいと思っております。本当によろしくお願いをいたしまして、簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。以上です。

(平城事務局長)

ありがとうございました。次に、浅尾市議会議長、お願いいたします。

(浅尾広島市議会議長)

おはようございます。本日、広島市と府中町との法定合併協議会が開催される運びとなりましたことは、府中町民の皆さんをはじめとする関係各位の御熱意と御尽力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

さて、地方分権が進む中、国においては地方の権限と責任を拡大して地方の自立を促す一方、地方自治体としても、独自の責任と判断で地方分権時代にふさわしい、住民主体のまちづくりが強く求められております。

御承知のとおり、府中町は本市の東区、南区、安芸区に接するなど、日常生活面等においても本市と密接なかかわりがあり、府中町との合併は重要な課題であると思っております。今後、本協議会において、府中町と本市との合併に関する多くの事項を協議していただくこととなります。府中町民、広島市民の将来にかかわる非常に重要な問題を協議していただくわけでありますので、熱心な議論を交わしていただくことをお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。続きまして、大谷町議会議長、お願いいたします。

(大谷府中町議会議長)

皆さん、おはようございます。本日、こうして法定協議会の初会合が開かれる運びとなりましたが、お互いの議会の設置議決後、これまで、市長をはじめ事務担当の皆様におかれましては、並々ならぬ御努力をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、府中町におきましては、これまで町の中で合併の是非論をめぐり、財政問題、行政制度の問題など、多くの情報が飛び交っているのが現状でございます。議会といたしましては、こうした公の場で合併の是非を見出すための公的情報を誠意を持って交換しながら、お互いの市民、町民が本当に理解ができる、また、納得のできる協議を進めていき、公正な判断の下、住民の福祉のための真の地方自治の在り方を求めていく所存でございますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。非常に簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

(平城事務局長)

どうもありがとうございました。

なお、本協議会の会長、副会長につきましては、先ほど御紹介いたしましたように、協議会規約に基づいて、広島市長が会長に、府中町長が副会長に就任しておりますので、御報告いたします。

本協議会の議事進行は、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

(秋葉会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。座ったままで議事を進行させていただきます。

永年の懸案であります広島市と府中町との合併問題を協議する本会の議事進行を務めさせていただくことになり、責任の重さを痛感しております。皆様方には忌憚のない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう、御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、出席委員は24名となっておりますので、広島市・府中町合併協議会規約第9条第3項の規定による定足数を満たしております。また、本日の会議の終了予定時刻は12時としております。

それでは早速、議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告事項5件、協議事項2件でございます。

まず、報告事項から申し上げます。

報告1 広島市・府中町合併協議会設置協議書

報告2 広島市・府中町合併協議会規約に関する協議書

報告3 広島市・府中町合併協議会の事務局等に関する規程

報告4 広島市・府中町合併協議会財務規程

報告5 広島市・府中町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

これらについて、一括して事務局からの説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の1ページの報告1を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会設置協議書」でございます。

これは、平成15年3月に、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、府中町民が広島市との合併協議会の設置を求めて、府中町長に直接請求を行ったことを受けまして、昨年6月の広島市及び府中町それぞれの定例議会で合併協議会の設置議案が可決された後、「地方自治法」及び「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づいて規約を定め、広島市・府中町合併協議会を設置することについて市と町が協議したものでございます。

2ページから5ページまでは本協議会の規約でございます。これにつきましては、市と町それぞれの議会で議決をいただいた規約案と同一の内容でございます。

次に、6ページの報告2を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会規約に関する協議書」でございます。

本協議会の規約に規定する「広島市及び府中町の長が協議して定める事項」について、市長と町長が協議したものでございます。

第1条は、委員の定数について定めております。第1項で委員の区分ごとの定数を定めており、まず、規約第7条第1項各号に掲げられる者をもって充てられる委員、これは執行部及び議会で構成する委員のことでございます。この定数を25人。次に、規約第7条第2項の規定による委員、これは住民請求の代表者及び学識経験を有する委員のことでございます。この定数を市長及び町長が別に協議して定める数としております。また、第2項で、市と町の委員の数について均衡を図るよう努めるものとするとしております。

第2条は会長を定めており、先ほど御報告いたしましたように、広島市長を会長に選任しております。

第3条は、第1項で広島市及び府中町の職員の中から市長と町長が協議して定めることとなっている委員を定めており、第2項で住民請求の代表者及び学識経験を有する委員については、市長及

び町長が別に協議して定めるとしております。

第4条は、協議会の事務に従事する職員について定めております。

第5条は、協議会に要する経費について定めており、経費は、広島市と府中町が均等に負担するとし、剰余金が生じたときは、均等に分割し、それぞれ返還するものとしております。

第6条は、規約の施行期日を定めており、「施行期日は、平成15年12月1日とする」こととしております。

第7条は、補則で、この協議書に疑義が生じたときなどについては、市長と町長が協議の上、決定することとしております。

以上、報告1及び報告2の協議を経て、広島市及び府中町は広島市・府中町合併協議会を設置し、同協議会が12月1日に設置された旨及び規約を同日付けで告示するとともに、市長と町長連名で協議会の設置を広島県知事に届け出ております。

続きまして、報告3、報告4、及び報告5は、規約に基づき会長が定めた各種規程でございます。順に御説明します。

まず、8ページの報告3を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会の事務局等に関する規程」でございます。

この規程は、規約第10条に規定する協議会の事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務処理について定めたものです。

第2条で事務局の所掌事務について、第3条から第6条で事務局の事務に従事する職員の職務、勤務条件、給与及び旅費等について、第7条で職務権限について、第8条で情報公開について、第9条で文書の取扱いについて、第10条で公印について、それぞれ定めております。

続きまして、10ページの報告4を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会財務規程」でございます。

この規程は、規約第13条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納など、財務に関し必要な事項を定めたものです。

第2条は、本協議会の会計年度を定めており、会計年度は、普通地方公共団体の会計年度によることとしております。

第3条は、予算の調製について定めており、第2項で、「協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議に諮り、その承認を得なければならない。」としております。後ほど、この規定に基づき、協議会の予算について御協議いただくこととしております。

第4条以降は、補正予算の取扱いや出納及び現金の保管方法、決算の取扱い等についてそれぞれ定めております。

続きまして、12ページの報告5を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。

この規程は、規約第15条に規定する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものです。

第2条で報酬について定めております。ただし、委員等が普通地方公共団体の長、常勤職員等であり、地方自治法第204条第1項に規定する給料を受けているときは、報酬を支給しないこととしております。

また、第3条は費用弁償について定めており、委員等が、協議会の用務により広島市及び府中町の区域外に行ったときには、必要な費用を支給することとしております。

以上、御説明しました3つの規程は、協議会の設置日に合わせて、平成15年12月1日から施行することとしております。報告事項に関する説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。報告事項について、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、「なし」という声をいただきました。それでは、続いて協議事項に移ります。

まず、議題1「広島市・府中町合併協議会会議規程(案)」についてお諮りいたします。事務局の説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料13ページの議題1を御覧ください。「広島市・府中町合併協議会会議規程(案)」でございます。

この規程は、規約第9条第5項の規定に基づき、協議会の会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項を定めるものです。規程は、大きく「第1章 総則」「第2章 会議の公開等」「第3章 議事」「第4章 会議の傍聴」「第5章 会議録」「第6章 雑則」で構成しております。

以下、条文について順次御説明いたします。

第1条は、この規程の趣旨でございます。

第2条は、議長及び委員の責務について定めており、議長は、公正かつ能率的に会議を運営することに努め、委員は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならないとしております。

第3条は、会議の公開について定めており、会議は公開を原則とします。ただし、会議の内容が、個人に関する情報など広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を含む場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、非公開にすることができるとしております。

第4条は、会議開催の公表について定めており、会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとしております。

第5条は、会議の開閉について定めております。

第6条は、会議における発言について定めており、発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならないとしております。

第7条から第15条までは、会議の傍聴について定めており、第7条で会議は傍聴することができる。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでないとし、第8条からは、傍聴人の定員や傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項等についてそれぞれ定めております。

次に、第16条及び第17条は会議録について定めており、第16条で議長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとし、会議録には、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならないとしております。また、第17条で公開した会議の会議録及び資料は、公表することとしております。第18条は委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、本規程の施行期日は、本日、平成16年2月9日としております。

なお、協議事項等に係る決定方法については、本協議会の規約第9条第5項の「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。」との規定を適用することとしておりますので、よろしくお祈りいたします。説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。ここで、ただいま事務局から説明がありましたように、議題1の「会議規程(案)」及びこの後協議を予定しております議題2の「平成15年度広島市・府中町合併協議会予算(案)」の決定方法について、協議会規約第9条第5項の「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。」との規定に基づき、皆様にお諮りしたいと思

ます。

これらの議題については、会長である私と副会長である和多利町長を除く出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというにしたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。御了承いただきましたので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、会議規程について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、久保委員。

(久保委員)

府中の久保でございますが、第2条でございます。これは、協議会を推進するにあたって重要になることが、一般的なことが決められております。いうならば、「会議の議長は、公正かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。」とありますし、「協議会の委員は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。」

会議の性格といたしまして、これは必要事項として2条に記載されておりますが、これが責務でありますけれど、ただ私どもはですね、若干の、規程そのもの、2条そのものに殊更には反対とか何とかという意味ではなくて、会長が、議長を務められておるのが秋葉市長であられるということでもあります。それで、公正かつ能率的に会議を運営するんだと、こういうことでありますから、普通の議会であるように、また、その他の会議であるように、座長であるように、公正に運営されるというについては、殊更に異議をつとめるものではないんであります。席が合併協議会ということでもありますので、そうすると、立場といたしまして、それは府中の場合でも広島市の場合でも同じことでもありますけれども、市長の御意見という、市長のお考えというの、聞きたい場合があるわけです。そうしますと、まるで純然と公正かつ能率的にということになりますと、これはまあ両者の立場に立って、その中を取ってということになるかと思いますが、やはり行政体の首長として、116万2000じゃない、112万か、広島市、740平方キロメートル。まあ、そういった大市町の市長として、現在の私どもがどうするかという、市長としての御意見というものも聞く場合があると思いますんで、議長でありますところの市長は、こういうふうな方針で進まれますが、市長としての御発言をいただく場合もあろうかと思いますが、そのときはお願いをしたい。これは運用上の問題でありまして。

それから、反対側に言いますと、広島市じゃあない、府中町の場合でも同様のことが言えると思います。副会長というのは、これはもっと議長のようにありませんが、あえて、議長であります市長におかれましては、このことは進行過程において御配慮願いたいと、こういうふうなことを希望として申し述べておきます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。必要があれば、議長という立場ではありますけれども、広島市の全体的な考え方等について、必要が生じれば適宜対応させていただきたいと思っております。ただし、広島市側、それぞれの担当といたしますが、議会からの代表、それから行政の方からの代表、それにふさわしい方々に委員になっていただいておりますので、大体、委員同士の意見のやり取りで、恐らくほとんどの問題については十分御納得いただけるのではないかと考えておりますが、必要があれば対応させていただきます。

そのほかに御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。本案について原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございます。御了承いただきましたので、議題1の「広島市・府中町合併協議会会議規程」につきましては、原案のとおり決定いたします。

なお、本日の会議の会議録には、会長と会長が指名した2名の委員が署名することになっておりますので、今回は浅尾委員と大谷委員を指名させていただきます。会議録を調製した後、確認と署名をいただいた上で、インターネット等で公開したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題2「平成15年度広島市・府中町合併協議会予算(案)」についてお諮りいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。資料の16ページの議題2を御覧ください。「平成15年度広島市・府中町合併協議会予算(案)」でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160万1千円と定めております。次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」にそれぞれ記載しているとおりでございます。

歳入歳出予算の内訳につきましては、17ページの資料で御説明いたします。

まず、歳入の内訳は、負担金160万円、諸収入として預金利子が千円でございます。負担金は、広島市及び府中町がそれぞれ80万円ずつ負担するものでございます。

次に歳出でございますが、会議費として51万6千円を計上しております。この内訳は、報酬と需用費でございます。また、事務費として86万5千円を計上しており、この内訳は、複写機の借上げ、議事録や協議会のホームページの作成料などでございます。また、今後、予定外の経費が必要となった場合に備えて、予備費22万円、計上しております。説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

(秋葉会長)

それでは、御意見もないようですので、お諮りいたします。本案について、原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。それでは、御了承いただきましたので、議題2の「平成15年度広島市・府中町合併協議会予算」については、原案どおり決定いたします。

以上で、本日本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。このほか何か御意見等ありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(加島委員)

加島委員ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

私としての要望をちょっとおきたいんですが、町長もちょっとあいさつの中で触れたと思いますが、広島市の財政見通しとですね、それに伴います府中町に関連をいたしております公共事業、御案内のように連続立体交差事業と区画整理事業、等々の見通しについてお聞きしたいし、なお、府中町に対するまちづくり構想についても併せてお聞きしたいので、次回の協議会を年度内に開くべきと私は考えております。そういったことで是非お願いしたいわけですが、事務局サイドですね、十分なる協議を重ねていただきたいと、このように思っておりますので、要望しときますので、よろしくお願いいたします。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

(酒入委員)

酒入でございます。合併前提とまではいきませんが、合併の是非を含めて合併に関するあらゆる事項を協議するというので、この協議会ができたわけですけれども、やはり、いつまでに結論めいたものを行うというのはですね、委員会ができるというまでもただらというわけにいかんと思うんですよ。若干、立場が違うためにですね、こういう合併を前提にして、というのが本来の姿でしようけれども、「合併の是非を含めて」という文言がこの規約の中に入ったと思うんですよ。本来からいうと、合併を前提にして、というのが本来の姿と思うんですけれども、残念ながらそういう一致を見なかったんで、「合併の是非を含めて」という文言が私はこの中に入ったと思うんです。

そうはいいまして、この協議会が合併すべきであるとか、するべきでないという結論は出せないと思いますんで、いずれにしても、両市・町ですね、いろいろな内容的なものを、筋を合わせるといことになるんですが、いずれにしても、いつまでに結論めいたものを出すかということですね、やはり市民、町民の注目しとるところじゃないかと思えますんで、そこらのこともですね、一応、決めるわけにいかんかもわかりませんが、思いはやっぱり知っておくべきじゃないかと思うんですけども、そこらはどう思われるでしょう、議長として。

(秋葉会長)

その点について、事務局側での考え方、とりあえず現時点で何か考えがあれば、お願いします。

(平城事務局長)

はい。先程、御要望が出たことと併せて御説明させていただきたいと思えますけれども。

まず、府中町の方において、合併の是非を含めてこの協議会を立ち上げるということでございます。府中町側において、合併するかしないかの判断で、広島市のいろいろな情報が欲しいということは理解できるところでございまして、財政状況、あるいは公共事業等の広島市の状況については、何らかの形で情報提供したいと考えております。

また、合併の是非を論じる場合には、これは具体的に合併建設計画、府中町のまちづくりを合併協議会としてどうするのか、具体的な合併建設計画、あるいは一つ一つの行政制度について、広島市と府中町が合併した場合にどういうふうにするのかといったことを一つ一つ具体的に方針を出して、それで、この合併が府中町にとって、また府中町のまちづくりにとって、また住民の福祉の向上にとっていいものであるかどうか。そこを判断した上で、合併をするかしないかを決めるという、それが合併の是非の判断だというふうを考えておりますので、私、事務局としては、府中町の事務局ともよく協議しながら、できるだけ早く合併建設計画の作成、あるいは一つ一つの行政制度等の比較に入っていきたい。それがすなわち、合併の是非、合併をするかしないか、府中町の方で判断

していただく、あるいは、それで、この協議会で協定書の調印をするかしないかということにつながってくるのだらうと思っております。

スケジュールにつきましては、これは今後の協議の成り行きにかかわってくると思いますけれども、当面の目標としましては、やはり合併特例法、17年3月、これでいろいろな各種財政優遇措置等がございますので、これを活用してやっていくことが、いいまちづくりもできますし。したがって、この合併特例法の期限をにらみながら、それに間に合うような形で協議を進めていけたらというふうに考えております。以上でございます。

(酒入委員)

はい、議長。すみません、時間を取りまして。

今の府中町のまちづくり、あるいはいろいろな建設計画の内容をですね、この協議会でやれるものかどうか。やはりそれは事務局同士がいろいろな計画を立てて、すり合わせをして、それを予算化して、あるいは委員会等で話をすべきものであって、そういう計画なんかもこの協議会でやるのが本筋かどうかというように私は思うわけですが、そこらはどう思われますか。

(秋葉会長)

それは、どなたの見解ということですか。

(酒入委員)

事務局として。

(秋葉会長)

事務局としてですね。はい。

これまでの経過からいいましても、御指摘のように、合併建設計画の詳細にわたってすべてこの協議会で決定するという事は、時間的な制約だけから考えても不可能だと思いますので、御指摘のように、できるだけ事務局レベルで協議を重ねた上で、大きな柱であるとか、重点項目、あるいは方向性等については、この協議会で承認するといった形で進めるのが通常のやり方だと思いますが、特に事務局から発言があれば。

(新見事務局次長)

事務局次長を担当しております、府中町企画財政室長の新見でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま、平城事務局長の方から御説明がありましたけれども、いろいろな形の中で、これから事務局同士で事務レベル調整をやっていかななくてはならないというふうに我々も判断はしております。

今後の内容でございますけれども、いわゆる合併の是非を含めてあらゆる事項を調査、研究する場としての法定協の位置付けといった形の中で、先程来、委員さんの方からも出ておりましたけれども、広島市の財政見直し、広島市の見直し委員会等の結論を受けての広島市さんの方向性等々、そういったいわゆる広域的な形の中での位置付けでの議論等々につきましては、合併の是非を判断する上で非常に大きな課題であると認識はいたしております。

それらの面を踏まえてですね、これから、やはり事務局レベルで今後の方向性も見いだしていきたいと、かように思っております。以上でございます。

(秋葉会長)

よろしゅうございますか。はい。その他・・・。はい、どうぞ、月村委員。

(月村委員)

月村でございます。本来、この場ですね、法定合併協議会の場で「合併の是非を含めて」という議論をやるのはおかしいんじゃないかと私は思います。基本的にそれぞれの町・市の中で問題点を洗い出して、手法としては、やはり任意協議会を立ち上げて、それぞれの町・市ですり合わせたものを持って、こういう合併協ということになるんじゃないと思うんですが、それらのことを踏まえないで今やっているということに関しては、ちょっとやり方が不自然じゃないかなと思いますが、その点、事務局としてはどう考えとるか。

(秋葉会長)

はい、事務局。

(平城事務局長)

今、御指摘がありましたように、本来であれば任意協議会ですり合わせをした上で法定協に移るということが、過去、我々がやってきた合併のやり方、また、全国で行われておる合併の協議につきましても、大体そういったプロセスを経てやるというのが一般的でございますけれども、このたびは、府中町の住民の方が、これは合併特例法の法の規定に基づいて、法定協議会を設置、広島市との合併のための法定協議会の設置を請求するという、これは法定の手続きに基づいて請求をされて、それが成立したということでございますので、したがって、少し異例ではございますが、法の手続きに基づいて、いきなり法定協議会に至ったというのが実情でございます。

(月村委員)

いずれにしても、合併特例法をにらんだ形で来年3月一杯ということの議事の進め方の中で、こういう議論を詳細にわたって詰めていくということがなかったら、まとまる話がまとまらんとするんですね。そういう意味で、時間的に先程、酒入さんの方からも、時間的なこともある程度こう、やっつけやという話もありまして、確かにその点も大事なことでありますが、しかしながら、議論が深まらない中でこういう会議を開いても、なかなか結論に至らんと、こういうふうにも思います。

そういう意味で、事務局サイドの方はですね、かなり急いで問題点を整理して、法定協の次の会合までにはですね、きちっとしたある程度の話が詰められるというようにしてもらいたいと思いますので、その点、要望しときます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。その点については、事務局に頑張ってもらわないと時間的制約たいへんきついですので、その点については最大限の努力をしていただきたいというふうに思います。

その他、御意見ございますか。はい、久保委員。

(久保委員)

いや、今の点について。府中の久保でございますが、ただ、一般論として、今流れつつある合併協という姿はございます。確かに。ところが、合併協ということにつきまして、それが法定合併協であっても、任意合併協であっても、それは定型というものは実はないわけでありまして、私どももいろいろその点につきましては検討してみましたが、府中町と広島市さんがこうして合併協をつくるということにつきましてはですね、一般的にいわれている合併協とは性質的にはちょっと異なる面があるのかなと思います。その点を先程、御発言なられました月村委員もおっしゃったんだと

と思いますが、ここらあたりは、いろんな状況もござましてですね、この定められた規約やら、定められた方針に従うて進めることにつきましては、異議があるもんではありませんけれども、その間の状況はややお考え願いたいということは。

いかに異常である、一般と違うかということは、本来ならば合併協に入る前に任意協があるべきだと思いますが、府中町の場合は、おとしの6月の9日の日にですね、いきなり住民投票が、住民要請でありますから、それには応じましたけれども、住民投票がおとしあったわけです。それから、その後において、例の50分の1の合併協をつくれというふうな住民要請が出まして、そして、それに議会は全会一致で応じたというようなこととございますので、その点、月村委員の御発言のようにね、少し違うんじゃないか、いや、私どももそれは思いますけれども、その間の状況は議長、あるいは副議長もおられますけれども、そういうふうな立場で御勘案を願うて、より実りある、それから充実された協議会になれば結構ではないかというふうに思っておりますから、お願いいたします。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。今、久保委員の方から大体、総括的にこれまでの御意見をまとめていただいたような気がいたしますので、そろそろ時間ですが、ほかにまだ御意見ございましたら。はい、どうぞ。

(繁政委員)

はい、繁政と申します。これは先程も出ておりましたが、府中町の町民はですね、建設計画、合併建設計画を早く作成して、それによって、皆さんもご存じのように、合併を49.9%の人が賛成をしていたわけですが、拮抗しとるということでそれが通らなかったという実態がありますので、早く合併建設計画を作成していただいて、それを基にですね、住民が判断をしたいと願っておりますので、事務局の方は大変でしょうが、そのことを強く要望しておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。その他、ございませんか。

大変、時間的な制約もありますが、それも勘案しつつ、同時にこの協議会の本来の目的を達成するために、各委員の皆さん、それから事務局一体になって、更なる努力をするという決意表明並びに事務局への督励の発言があったというふうに理解をさせていただきます。

次回までに事務局には大変な苦勞をしてもらうことが多々あると思っておりますけれども、それもお願いたしまして、それでは時間もまいりましたので、このあたりで終了させていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

閉会午後0時00分

以上、第1回広島市・府中町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・府中町合併協議会会長 秋葉 忠利

広島市・府中町合併協議会委員 浅尾 宰正

広島市・府中町合併協議会委員 大谷 智也子